

フリースクール等を利用されているご家庭への 助成金制度が利用できます

不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、学校以外の多様な学びの場を利用する不登校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、フリースクール等の授業料の一部を補助する制度です。

助成金

児童生徒1人につき上限月額10,000円



野洲市観光PRキャラクタードウタクくん

対象者

次の1～6のすべてにあてはまる保護者を対象とします。

1. 申請のあった日前1年以内に、おおむね30日以上在籍学校に登校していない不登校児童生徒の保護者
2. フリースクールを原則として週1回以上利用している児童生徒の保護者
3. フリースクールを利用することにより在籍学校の出席扱いを受けている児童生徒の保護者
4. 助成対象経費について、国、県、市町村その他団体から補助金等の交付を受けていない保護者
5. 本市の市税等に滞納がない保護者
6. フリースクールでの児童生徒の様子等に関する情報について、当該フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾する保護者

申請場所・問い合わせ

市HPから申請書をダウンロードし、ご記入後、ふれあい教育相談センターにお申込みください。

詳しくは、市HP <https://www.city.yasu.lg.jp> をご確認ください。

担 当 : 野洲市ふれあい教育相談センター（野洲市小篠原1973番地1）
電 話 : 077-587-6925
E-mail : furesou@city.yasu.lg.jp



申請のながれ

STEP 1 1. 申請書の提出（※申請書は毎年度申請が必要です）

【締切日】

- (1) 利用開始の日が4月から翌年2月までの間の場合 利用開始の前日
- (2) 利用開始の日が3月の場合 3月10日まで

【提出物】 野洲市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付対象者認定申請書（様式第1号）

【注意】 利用されているフリースクール等が市から認定を受けている必要があります。

利用されているフリースクール等に、野洲市不登校児童生徒支援フリースクール認定申請書（様式第9号）を必要書類と共に提出していただくようお願いください（詳細は交付要綱をご覧ください）。



STEP 2 2. 交付決定

市の審査の結果、認められる場合は野洲市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付対象者認定通知書（様式第2号）が届きます。



STEP 3 3. 請求書等の提出（利用期間ごとに年3回の提出が必要です）

【提出期間】

- (1) 4月1日から7月31日までの利用 8月1日から8月10日まで
- (2) 8月1日から11月30日までの利用 12月1日から12月10日まで
- (3) 12月1日から翌年3月31日までの利用 利用が終了した日から4月10日まで

【提出物】

- (1) 野洲市フリースクール等利用児童生徒支援助成金交付申請書兼請求書（様式第5号）
- (2) 当該フリースクールが発行した領収書の写しその他経費の明細が確認できる資料
- (3) フリースクール利用状況報告書（様式第6号）
- (4) その他市長が必要と認める資料

【提出先】

野洲市ふれあい教育相談センター



GOAL 4. 助成金額の確定、振込

STEP 3で提出された書類を精査し、助成金の交付が認められると、野洲市フリースクール等利用児童生徒支援助成金支給決定通知書（様式第7号）を送付します。その後、助成額を指定された口座に振り込みます。